

## 論文概要

### ●研究成果物

論文タイトル 「製品事故救済に係る民事法制に関する国際研究」

　　プログレッシブ・レポート I

著　者 米田俊樹<sup>1)</sup>、竹重勇輝<sup>1)</sup>、岩崎優貴<sup>1)</sup>、岩本由有<sup>1)</sup>

1) 消費者庁新未来創造戦略本部国際消費者政策研究センター特任研究員

### ●論文要旨

本稿は、消費者庁新未来創造戦略本部国際消費者政策研究センターにおいて、2022年9月に欧州委員会が提案した、製造物責任指令案（COM（2022）495, 以下「新指令案」という。）に係る研究（以下「本研究」という。）の中間報告である。

本研究は、デジタル化が進む社会における消費者保護法制の企画・立案の基礎資料の作成を目的とする研究であり、本稿では、新指令案において新たに提案された内容の一つである製造物責任法制におけるソフトウェアに関する議論、日本の製造物責任法におけるソフトウェアの位置づけ、ソフトウェアが組み込まれた製造物である自動運転車をめぐる議論について述べるものである。

新指令案は、現行指令の規定に基づき5年毎に行われる指令の検証やAIに係る議論等を受けて提案されており、新指令案の内容として、新指令案本文において、製造物責任の対象にソフトウェアが含まれることを明記した。一方で、新指令案前文において、技術革新や研究を妨げないために、商業活動の過程外で開発・供給されるフリーかつオープンソースのソフトウェア（free and open-source software）には適用されるべきではないとされている。そのほか、ソフトウェアのアップデート等による欠陥に関して、当該アップデート等が製造業者の管理の元で行われる場合には製造業者に責任を課している。

新指令案の上記論点について、消費者団体はその方向性に賛意を示している一方、業界団体は、新指令案前文にあるソフトウェア等の考え方を本文で定めるべきとの意見、スタンダードアローンソフトウェアは対象から除外すべきとの意見、ソフトウェア提供事業者にソフトウェアのアップデートに係る義務を負わせることとなると、全てのソフトウェアは脆弱性及び不完全性がその本来的な性質であることから、全てのソフトウェアに欠陥を認めることになるなど、様々な意見が公表されている。

日本の製造物責任法における「製造物」は「製造又は加工された動産」と定義されており、有体物に限られていることから、無体物であるソフトウェア自体は製造物責任法の対象とならない。一方で、ソフトウェアを組み込んだ「製造物」については、組み込まれたソフトウェアの不具合が原因で事故が発生した場合、製造物責任法に基づいて当該製造物の製造業者に損害賠償請求をする余地があると解されている。

また、ソフトウェアを組み込んだ「製造物」の例として自動運転車が挙げられる。日本においても、外部から提供される誤ったデータに従って事故が発生した場合や自動運転車のソフトウェアのアップデートに不具合があった場合の責任の有無等について議論が行われている。